

2 所得が基準額以上の世帯は、特例給付が受けられなくなります

所得の基準額について

令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正にともない、令和4年10月支給分（6～9月分）から、児童を養育している方の所得が下表の「B：所得上限限度額」以上の場合、児童手当等は支給されません。

所得制限限度額、所得上限限度額について

扶養親族等の人数	A：所得制限限度額		B：所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安※	所得額	収入額の目安※
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円

A未満の場合 ⇒ 児童手当（現行どおり）

- ・ 3歳未満 15,000円
- ・ 3歳以上小学校修了前 10,000円
（第3子以降 15,000円）
- ・ 中学生 10,000円

A以上B未満の場合

- ⇒ 特例給付（現行どおり）
児童1人あたり月額5,000円

B以上の場合

- ⇒ 児童手当・
特例給付廃止（新設）
支給されません

- 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」とします）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持した人数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限りません。）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

- 児童手当等が支給されなくなったあとに、所得が「B：所得上限限度額」を下回った場合、改めて認定請求書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。また、児童手当等が支給されなくなったあと、その年度内に税更正を行い所得が「B：所得上限限度額」を下回った場合でも、手続きが必要となります。

※公務員で所属先から児童手当を受給している方は、勤務先へ確認をお願いします。

問 こども課 ☎0297(21)2191

問 保険年金課 医療福祉係
☎0297(21)2187



※有効期間を過ぎた^①医療福祉費受給者証につきましては、破棄してください。

7月1日から、マル福医療福祉費受給者（区分・重度心身障がい者・ひとり親家庭の方）の受給者証が更新となります。該当される方には、6月末日までに新しい受給者証を送付します。県内の医療機関などを受診する際は、受給者証と被保険者証を必ず提示してください。

**福 医療福祉費
受給者証の
更新時期となりました**